

仕様書

1. 業務名

熊本競輪場内駐車場及びサービスセンター清掃業務委託(単価契約)

2. 業務目的

競輪場内の施設(駐車場及びサービスセンター)において清掃業務を実施することで、施設の美観を維持し、来場者に清潔で快適な環境を提供することを目的とする。

また、競輪場内の施設及び場内用地を常に美しく衛生的に保つことで、サービスの提供を円滑に行い、来場者が安全・安心・快適に施設を利用できるよう、衛生管理及び清掃業務を実施する。

3. 業務場所

熊本中央区水前寺5丁目23番1号 熊本競輪場

4. 履行期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

5. 業務の基本的事項

- (1)本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づいて誠実に遂行しなければならない。
- (2)衛生管理・清掃業務の対象範囲は、建築物・設備・什器備品等の全てとする。
- (3)本業務の実施にあたっては、経験豊富な作業員を配置しなければならない。
- (4)本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、委託者と協議の上、対応可能なものについては契約金額を変更することなく、委託者の指示に従い業務を実施するものとする。
- (5)委託者は、受託者の業務実施内容が本仕様書に適合していないと認めたときは、業務の手直しを受託者に命ずることができる。
- (6)受託者は、本業務を統括する責任者(以下「責任者」という。)を作業員の中から選任し、本業務の統括及び指揮監督その他一切の事項を処理させるものとする。なお、責任者は誠実且つ善良なる管理者の注意義務をもって業務を完遂するものとする。
- (7)作業員は、受託者名入りの統一した作業服を着用するものとし、事故防止、機密保持を厳守するとともに、常に言動、態度を良くし、来場者に不快の念を与えないようにしなければならない。
- (8)競輪場施設の美観の保持を十分考慮して業務を実施しなければならない。
- (9)競輪場施設、設備機器、備品等の破損及び落書き等を発見した時は、直ちに委託者に報告し、指示を受けなければならない。
- (10)業務を実施するために使用する材料及び機器等は建築物の構造及び材質を破損又は変質させないような品質良好なものを選択しなければならない。また、新製品を使用する場合は、十分

なテスト検証を行ったうえで、委託者からの使用承諾を受けなければならない。

- (11)本業務に必要な機材、器具、消耗品(ゴミ袋、汚物袋、特殊洗剤等)、作業服は受託者の負担とする。但し、主に来場者が使用する消耗品(石鹼、石鹼液、消臭剤、トイレトペーパー等)及び受託者が本業務を実施するにあたって生じる光熱水費は、委託者の負担とする。
- (12)本業務の実施にあたっては、節電、節水、効率的な使用に努めなければならない。
- (13)トイレ内の石鹼、石鹼液、消臭剤、トイレトペーパー等の消耗品の残量を随時点検し、不足が生じていた場合は速やかに補充し、来場者に不便が生じないようにしなければならない。
- (14)収集したごみを可燃ごみと資源物(缶、瓶、ペットボトル等)に分別し、所定の場所(別図内記載箇所)に搬入すること。
- (15)ゴミ箱が汚れないように、ゴミ箱の中に必ずビニール袋を入れること。
- (16)業務時間中において、委託者から清掃実施の指示があった場合は、その指示に従い、清掃を実施すること
- (17)清掃の実施にあたっては来場者及び競輪場周辺住民に配慮した上で行うこと。

6. 年間清掃予定日(あくまでも想定であるため、多少の変動の可能性あり)

令和8年度 年間の予定業務日数は365日間(見込み)。

内訳	日数
本場開催日、場外発売日(モーニング・デイ)	170
場外発売日(ナイター)	170
非開催日	25

※場外発売日(ナイター)の日数は、同日に本場開催している日を含む。

※令和8年度上期(4月～9月)の日程については、契約締結までにお知らせします。また、令和8年度下期(10月～3月)の日程については、令和8年(2026年)7月頃決定します。

【参考:令和7年度】

内訳	日数
本場開催日、場外発売日(モーニング・デイ)	170
場外発売日(ナイター)	170
非開催日	25

7. 業務時間

清掃時間帯については次のとおりとする。なお、天候等により業務ができない場合は、委託者と協議のうえ遂行すること。

(1)本場開催日、場外発売日(モーニング・デイ)、非開催日

営業中清掃 9時～16時30分 閉場後清掃 16時30分～18時(清掃終了まで)

(2)場外発売日(ナイター)

営業中清掃 9時～20時30分 閉場後清掃 20時30分～22時(清掃終了まで)

8. 業務範囲

熊本競輪場内駐車場及びサービスセンター(別図)

9. 清掃の業務内容について

<熊本競輪場内駐車場>

(1) 供用時間 7時～17時(場外発売日(ナイター)は21時まで)

(2) 面積・収容台数等

面積 13,177㎡

収容台数 301台(タクシー待機スペース、大型バス駐車スペース除く)

(3) 業務内容

① 清掃区域内で、競輪場来場者が捨てたと思われるごみ(新聞紙・予想紙・弁当殻・紙コップ・マークカード・投票券等)を収集し、美観の保持に努めること。

② 営業時間中は適宜巡回清掃(※1)し、常に美観の保持に努めること。閉場後、翌日の営業に備え、清掃を完了させること。

※1) 適宜巡回清掃

・本場開催日、場外発売日(モーニング・デイ)、非開催日

営業中清掃 9時から12時までの間に1回、12時から16時30分までの間に2回

・場外発売日(ナイター)

営業中清掃 9時から14時までの間に2回、14時から20時30分までの間に3回

③ 来場者による嘔吐、排泄等の突発的な汚損が発生した場合には、速やかに受託者へ連絡し、緊急対応として清掃を依頼するものとする。受託者は、可能な限り迅速に現場へ赴き、衛生的かつ安全な状態を回復するよう努めること。

④ 交通の妨げにならないよう十分留意の上清掃を行うこと。

<サービスセンター>

(1) 供用時間 10時～16時(水曜日(※2)及び12月29日～翌年1月3日までの間を除く)

会議室の利用時間 10時～16時(場合によっては20時30分まで利用可能)

※2) 水曜日。

ただし、水曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

(2) 業務場所・面積等

場所	面積・数量等	清掃日	備考
サービスセンター 1階	244㎡	営業日	ホール及びキッズスペース等
1階トイレ	36㎡		大6 小3 <u>※関係者トイレ</u>
サービスセンター 2階	302.5㎡		階段、会議室及び通路等
2階トイレ	37.16㎡		大5 小4 <u>※関係者トイレ</u>
プール横トイレ	32㎡	7月,8月	大5 小3

プール横更衣室等	64㎡	営業日	更衣室のほか 外部通路、足洗場、シャワー室
----------	-----	-----	--------------------------

※プール横トイレ及び更衣室、シャワー室は、7月～8月のプール利用期間に清掃を実施。

(3)業務内容

項目	内容	備考
全般	①営業時間中は適宜巡回清掃(※3)し、常に美観の保持に努めること。利用時間終了後、翌日の営業に備え、清掃を完了させること。 ②ごみ箱外に捨てられたごみ等は回収すること。	適宜巡視を行い、必要に応じ実施すること。
床面	①椅子等の移動が容易な備品は移動させて、床面を丁寧に掃き拭きすること。	・移動させた備品は確実に所定の位置に戻すこと。 ・適宜巡視を行い、必要に応じ実施すること。
ごみ箱、灰皿	①営業時間中、常に清掃を行うこと。 ②灰皿(外階段裏)の清掃を行う際は火器に十分に注意すること。	適宜巡視を行い、必要に応じ実施すること。
その他	①椅子、机、ドアノブ、手摺、窓硝子は適宜拭き清掃を行い、美観の保持に努めること。 ②来場者の利用中に清掃を行う場合は、来場者に不快感を与えないように注意すること。 ③来場者による嘔吐、排泄等の突発的な汚損が発生した場合には、速やかに受託者へ連絡し、緊急対応として清掃を依頼するものとする。受託者は、可能な限り迅速に現場へ赴き、衛生的かつ安全な状態を回復するよう努めること。 ④会議室の利用について20時30分まで予約が入っており、利用中につき、閉場後清掃時間帯に清掃を実施できない場合は、翌日のサービスセンター利用開始時間前までに清掃を実施すること。	適宜巡視を行い、必要に応じ実施すること。
キッズスペース	①おもちゃ等の移動が容易な備品は移動させて、電気掃除機で除塵すること。 ②電気掃除機で除塵できない汚れがある場合は、適正洗剤によって汚れを除去すること。 ③机や棚は拭き清掃を行うこと。 ④営業時間後の清掃において、おもちゃや絵本等が出ている場合は、元の置き場に戻すこと。	適宜巡視を行い、必要に応じ実施すること。

	⑤清掃時におもちゃ等に汚損、破損を発見した場合は、委託者に報告をすること。	
プール横トイレ等	<p>プール横トイレ、更衣室、外部通路、足洗場、シャワー室の清掃は、7月～8月の夏季のみ実施すること。</p> <p>①営業日は利用開始時間(10時)までに清掃が完了していることを確認すること。</p> <p>②利用時間(16時)終了後に清掃を実施すること。</p>	床面：落ち葉・砂等除去、水拭き、拭き上げ

※3) 適宜巡回清掃

・サービスセンターの開館日

営業時間中清掃 10時～16時00分

(10時から12時までの間に1回、12時から16時までの間に2回)

・サービスセンターの休館日 (水曜日(※4)及び12月29日～翌年1月3日までの間)

関係者トイレのみ清掃 10時～12時(清掃終了まで)

※4) 水曜日。

ただし、水曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

<トイレ業務内容> ※サービスセンタートイレ共通事項

- ①サービスセンターの利用開始時間(10時)までに清掃完了していることを確認し、その後は適宜巡回清掃し、常に美観の保持に努めること。利用時間終了後、翌日の営業に備え、清掃を完了させること。
- ②トイレの床は、箒及びモップ等で除塵した後、水拭きして拭きあげて、常に清潔な状態を保つこと。また、汚れがひどい箇所は適宜、適正洗剤により除去すること。
- ③衛生陶器類は、水洗いして拭きあげて、常に清潔を保つこと。また、汚れがひどい箇所は適宜、適正洗剤により除去すること。
- ④洗面台、鏡等は、適切な方法で拭きあげる、または、乾拭きし、常に良好な状態を保つこと。
- ⑤ドア及び間仕切りは乾拭きし、金属部分は磨くこと。
- ⑥石鹼、石鹼液、消臭剤、トイレットペーパー等は、随時補充しておくこと。
- ⑦汚物入れ等は、常に清潔を保つこと。
- ⑧便器、洗面所等の簡単な詰りは解消すること。
- ⑨レース中は、来場者に不快感を与えないように清掃すること。

<指定場所(ごみ収集場所)への搬入>

清掃業務で回収したごみについては、すべてごみ袋(半透明)に入れ、指定場所(ごみ収集場所 ※熊本競輪場内に2か所設置。どちらでも可。)に20時30分までに搬入すること。

缶、ビン、ペットボトルは、飲み残しなど中身を捨て、それぞれ種類別に分別し個別のごみ袋に入れること。また、ペットボトルについては、キャップ及びラベルをはずし分別後、ごみ袋に入れること。

10. 施設利用及び損害賠償

- (1) 清掃に必要な電力及び用水等は節減に努めること。
- (2) 競輪場内の建築工作物及び器具等をき損した場合は、速やかに委託者に報告を行い、委託者の指示に従って復旧賠償すること。

11. 定期清掃

- (1) 年4回、競輪場駐車場内及びサービスセンター周辺(隣接壁)の除草を行うこと。

12. その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守の上実施すること。
- (2) 来場者及び競輪場周辺住民から、競輪場区域の美観について苦情若しくは要望が委託者に寄せられた場合は、迅速に対応すること。
- (3) 仕様書に記載の清掃時間帯については、委託者と受託者協議のうえ変更できるものとする。
- (4) 緊急連絡等に対応できる体制を整備しておくこと。
- (5) 清掃業務に従事する間は車券の購入等、一切レースに関わらないこと。
- (6) その他、必要な事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。